

柴田町町税等収納事務のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月28日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第10号

柴田町町税等収納事務のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一部を改正する規則

柴田町町税等収納事務のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則（平成28年柴田町規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(コンビニ収納事務の種類) 第2条 コンビニ収納事務の種類は、次に掲げるものとする。 (1)～(14) (略) <u>(15) 学校給食費</u></p>	<p>(コンビニ収納事務の種類) 第2条 コンビニ収納事務の種類は、次に掲げるものとする。 (1)～(14) (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。